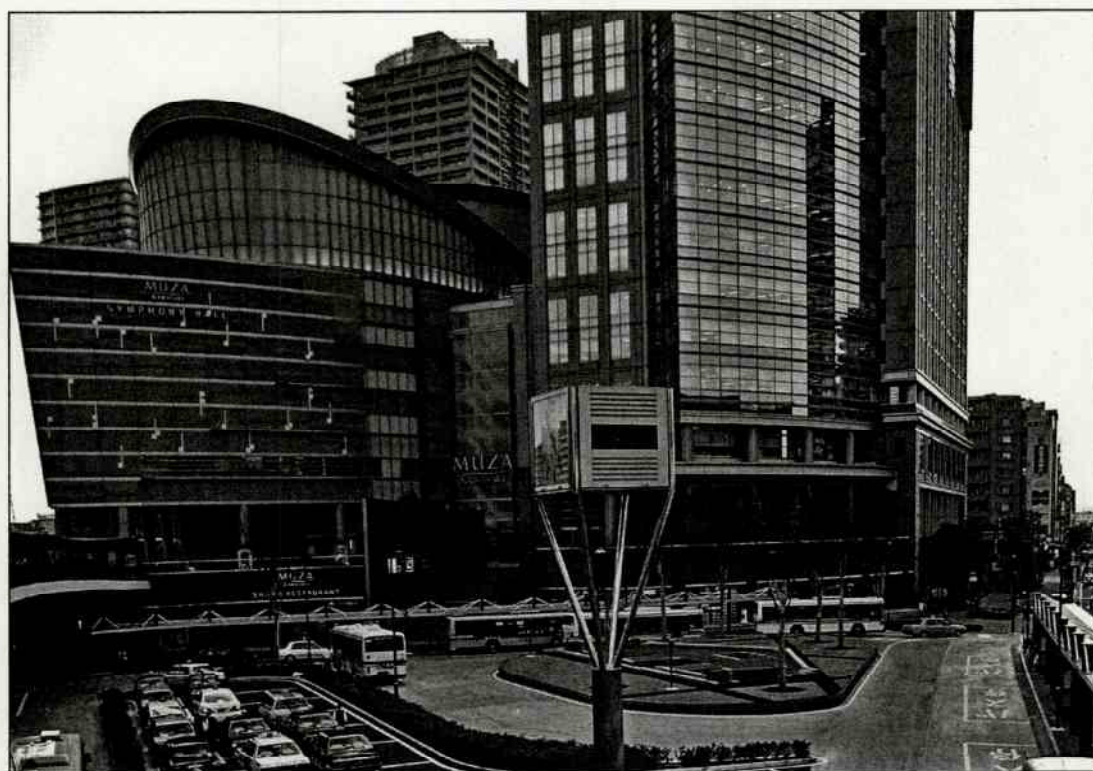


屋外広告物条例の手引き



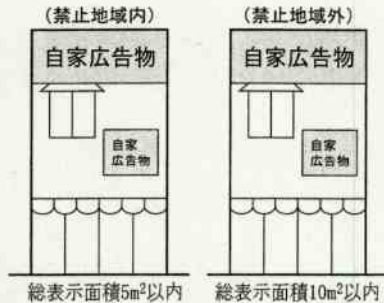
KAWASAKI CITY

川崎市

主な適用除外の基準

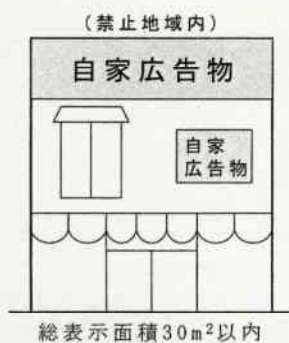
(条例第7条・規則第10条関係)

許可のいない自家広告物



- 1 自己の住所等に表示する自家広告物
 - (1) 禁止地域内では、1つの自己の住所等当たり、表示面積の合計が5平方メートル以内のもの。
 - (2) 禁止地域外では、1つの自己の住所等当たり、表示面積の合計が10平方メートル以内のもの。
 - (3) 特定商品名等広告物については、自己の氏名等が表示されている面と同一の面に表示され、かつ、その表示面積が、自己の氏名等の表示面積の5分の1以内のものであること。(ただし、特定製造元名等広告物は、自家広告物の範囲に含めないものとする。)
- 2 自動販売機に表示する自家広告物(前面に表示する場合に限る。)
 - (1) 自己の氏名等であること。ただし、表示面積は1台当たり0.1平方メートル以内とすること。
 - (2) 自己の事業又は営業の内容に関するものであること。ただし、販売する商品の見本又はその同一の面に表示される製造元・販売元の名称若しくは商標で、表示箇所は1箇所とすること。
 - (3) 当該自動販売機の管理上の必要により表示するものであること。ただし、表示面積は必要最小限とすること。

許可を受けて表示できる自家広告物



- 1 禁止地域内に表示できる自家広告物
許可を受けて禁止地域内に表示等するものは、1つの自己の住所等当たり、表示面積の合計を30平方メートル以内とすること。
- 2 許可を受けて石垣・送電塔・煙突等の禁止物件に表示する広告物等
 - (1) 管理又は安全のために必要な表示であること。
 - (2) 表示面積は、管理のために必要なものは5平方メートル以内とし、安全のために必要なものは必要最小限にとどめること。

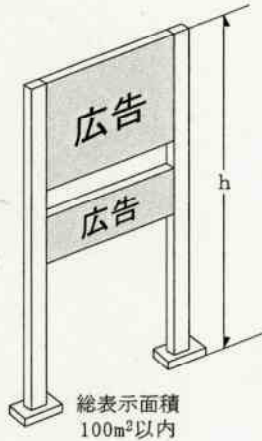
その他

- (1) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等。
- (2) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示するもの。
- (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するもの。

主な広告物又は掲出物件の規格

(条例第10条・規則第11条関係)

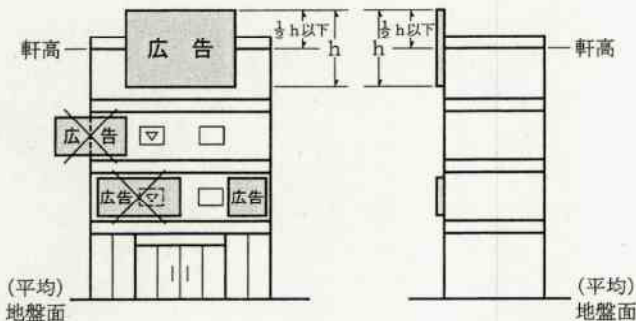
広告塔若しくは広告板又は建築物その他の工作物等に表示する広告物若しくは設置する掲出物件



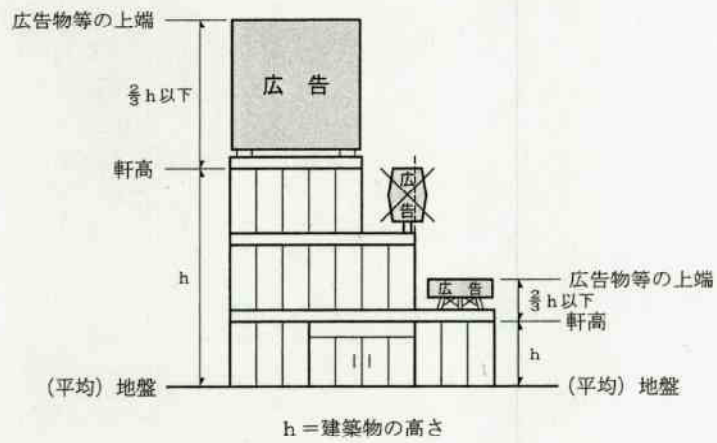
- 1 地上に建植し、自立して表示する広告物又は掲出物件
 - (1) 工作物を利用する場合、表示面積の合計は1工作物当たり100平方メートル以内とすること。
 - (2) 地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、30メートル以下とすること。ただし、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、
 - ・第1種高度地区内は地上から10メートル以下
 - ・第2種高度地区内は地上から15メートル以下
 - ・第3種高度地区内は地上から20メートル以下とすること。

2 建築物を利用する広告物又は掲出物件

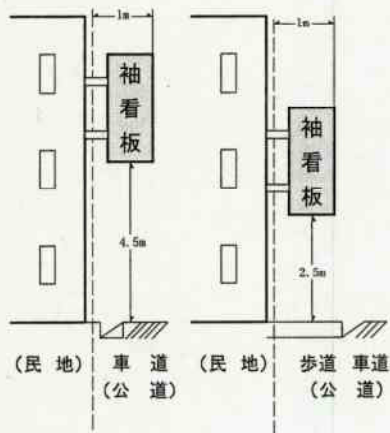
- (1) 建築物の壁面を利用する場合、建築物の横の端からはみ出して表示し、又は設置するものでないこと。
- (2) 建築物の壁面を利用する場合、1壁面における広告物又は掲出物件の表示面積は、同一壁面を利用するすべての広告物又は掲出物件(袖看板を除く。)の表示面積を合わせて、当該壁面の面積の5分の2以下とすること。
- (3) 建築物の壁面を利用する場合、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、
 - ・第1種高度地区内は地上から10メートル以下
 - ・第2種高度地区内は地上から15メートル以下
 - ・第3種高度地区内は地上から20メートル以下とすること。
- (4) 建築物の壁面を利用する場合、広告物又は掲出物件により、建築物からの避難通路をふさがないこと。



- ※ 総表示面積は1壁面の面積の $\frac{2}{5}$ まで
- ※ h = 広告物等の高さ
- ※ 広告物等の高さの $\frac{1}{2}$ 以上軒高より上方に突出した場合は、建築物の上部を利用した場合の規格を適用します。

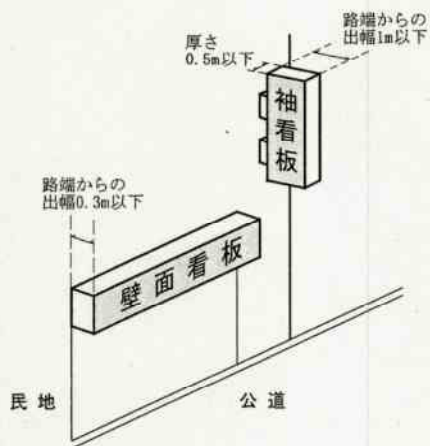


- (5) 建築物の上部を利用する場合、建築物の横の端の垂直線からはみ出して表示し、又は設置しないこと。
- (6) 建築物の上部を利用する場合、建築物の上部から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、建築物の高さの3分の2以下とし、その高さは30メートル以下とすること。ただし、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さを、
- ・第1種高度地区内は10メートル以下
 - ・第2種高度地区内は15メートル以下
 - ・第3種高度地区内は20メートル以下
- とすること。



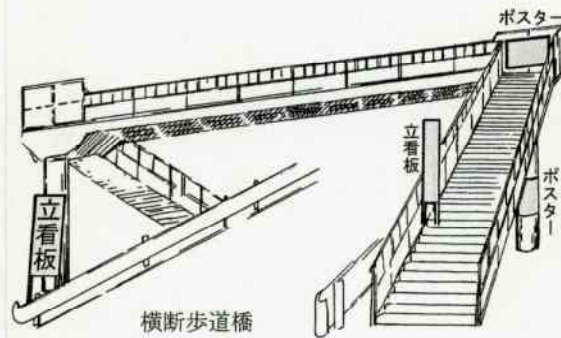
- (7) 袖看板の表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。

3 建築物又は工作物を利用して道路の上空に表示する広告物又は設置する掲出物件



- (1) 自己の住所等にある建築物又は工作物を利用するものであること。
- (2) 広告物又は掲出物件の下端は、歩道上では路面から2.5メートル以上、車道上では路面から4.5メートル以上とし、道路への路端からの出幅は、袖看板は1メートル以下(厚さは0.5メートル以下とする。)、壁面看板は0.3メートル以下とすること。
- (3) 表示内容は、自己の氏名等又は自己の事業・営業の内容(自己が販売・提供する、商品・サービスの特定の名称・商標又は、それらの製造元・販売元・提供元の特定の者の名称・商標を含む。)であること。

違反となる広告物の例



街灯



電柱



送電塔



道路標識



道路上のさく



並木

原則として広告物を出せない地域

1. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により指定された風致地区。
2. 文化財保護法(昭和25年法律214号)第27条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で、市長が指定する範囲内にある地域。
3. 川崎市文化財保護条例(昭和34年川崎市条例第24号)第2条の規定により指定された建造物、史跡及び天然記念物等の文化財並びにこれらの周囲で、市長が指定する範囲内にある地域。
4. 森林法(昭和26年法律249号)第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域。
5. 道路、鉄道及びこれから展望できる範囲で、市長が指定する区間及び区域。
6. 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に指定する都市公園の区域。
7. 河川、港湾、広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域。
8. 官公署、学校、図書館、公民館、体育館、病院、公衆便所、その他公共的建造物で市長が指定するもの及びこれらの敷地。
9. 古墳、墓地並びにこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域。
10. 社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で、市長が指定する区域。
11. 川崎市駅前広場占用条例(昭和38年川崎市条例20号)第3条に規定する駅前広場。

お問い合わせ先

川 崎 市

建設緑政局道路管理部路政課

川崎市川崎区宮本町1番地
〒210-8577 電話 044(200)2814

建設緑政局道路管理部路政課編集